

宮古島市高齢者支援課
令和7年8月8日

暫定ケアプランの取り扱いについて

法的根拠

【厚生労働省平成18年4月改訂関係Q&A (VOL.2)】

(問52)

要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間いわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、またその際には、介護給付と予防給付のどちらを位置づければよいのか。

(答)

いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に、居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。

(1) 暫定ケアプランを作成する場合

暫定ケアプランを作成するときの例として、以下の場合が想定されます。

- 1.被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- 2.要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- 3.要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

(2) 区分変更時の居宅サービス計画作成依頼届出書の取り扱い

要支援から要介護見込みで暫定ケアプランを作成し、結果的には要支援になった場合、居宅届は必要ありません。

(3) 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

暫定ケアプランを作成して、介護サービスを提供する際には、以下のことに留意してください。

1. 新規申請中において、暫定ケアプランを作成する場合であっても、重要事項説明書の説明や契約手続き、個人情報使用の同意ならびにアセスメントが必要です。
2. 認定結果が要介護もしくは要支援のどちらになっても給付がなされるよう、介護・予防両方の指定を受けているサービス事業者を暫定ケアプランに含めてください。
3. 認定結果が非該当となったとき、介護サービスに要する費用が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者や家族に十分な説明を行ってください。
4. 要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合であっても、「宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」第16条に基づく一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行ってください。
5. 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成してください。（令和6年度集団指導において取り扱いあり）
6. 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、結果的に介護度の変更があった場合でも、暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合は、改めての一連の業務は不要です。

ただし、必要事項を見え消しで訂正するなど暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにしてください。また、そのことについて利用者や家族に説明し同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接）等を記録してください。改めて居宅サービス計画書の本プランを作成し、利用者や家族に対して説明、同意、交付を行っても差し支えありませんが、本プランの写しをサービス提供事業所へ交付してください。（見え消しした場合もサービス提供事業所へ写しの交付をしてください。）

(4) 暫定ケアプラン作成時の具体的手順について

認定結果が見込みと異なった場合（総合事業の内容も踏まえた）の取り扱いについては

別紙参照・・・暫定ケアプラン作成に係る状況別手続きのフロー